

令和6年8月30日
北アルプス広域連合

障がい者である職員の任免状況の公表について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第40条第2項の規定に基づき、令和6年6月1日現在の障がい者である職員の任免状況を、以下のとおり公表します。

①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障がい者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
80.0 人	1 人	1.25%	1 人	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障がい者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障がい者の数を減じて得た数であり、これが0人となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0人となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。